



発行所 福井県大野郡 和泉村

(昭和43年7月1日現在)

村の人口	0人
出生	26人
死亡	51人
転入	3,124人
転出	1,641人
総人口	1,483人
男	919人
女	564人
世帯数	919世帯

村の面積 332.26平方km

今月の目標

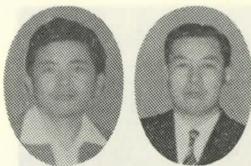
- 夏の事故防止につとめましょう。
1. 各地で交通事故や水難事故が続出しています。
 1. 子供の花火遊びに必ず大人が立合います。
 1. 夏はとかく気がゆるみがち規則正しい生活をしましょう。

吾等の念願

村の問題について 公共的精神をもち 公正であり積極的であること

議長に尾崎彦次郎氏

副議長 藤沢平一氏



和泉村議会第四十九回定例会は、六月二十九日から二日間の日程で開会され、ダム名称変更に関する決議案など九議案を原案どおり可決確定した。

このあと議長辞職により日程の追加が行なわれ、議長に尾崎彦次郎氏を、副議長には藤沢平一氏を選出した。又これにともなう建設常任委員会委員長の内部変更が行なわれ委員長には谷口武雄氏が選任された。

提出された議案のおもなものは次の通りである。

一般会計

千八拾三万七千円を追加

四十三年度の一般会計に千八拾三万七千円を追加した。これは、映画「和泉村」製作委託料や、宣伝広告料に対する観光費の三百五拾万円を始め農林水産業費、消防費及び教育費など急がれる事業の経費が追加計上された。今回の追加で一般会計予算の総額は二億二百七拾三万七千円となった。

- ◎ 総務費 九拾七万四千円を追加。
- ◎ 水道会計への繰出、国体警備に おける防犯隊出張服代金など。
- ◎ 民生費 拾二万五千元
- ◎ 労働費 二万二千元
- ◎ 農林水産業費 三百二拾八万八千元
- ◎ 土木費 五拾二万円
- ◎ 映画「和泉村」製作委託料など
- ◎ 林業振興費における林業育成補助金、森林事業育成基金積立金、林業構造改善事業における水谷林道開設の増額など。
- ◎ 林道開設の増額など。
- ◎ 土木費 五拾二万円
- ◎ 映画「和泉村」製作委託料など
- ◎ 土木費 五拾二万円
- ◎ 消防費 六拾三万六千元
- ◎ 可搬式動力ポンプ積載車購入にともなうポンプ舎の増築。
- ◎ その他 三万一千円
- ◎ 教育費 百七拾六万一千円
- ◎ 後野地区防火水槽工事。
- ◎ 特別会計では、電源開発関係水没村林道付替事業特別会計において、三百五拾万円を、簡易水道事業特別会計で二百二拾四万円をそれぞれ追加した。

人権擁護委員に推せん

桜川栄太郎の両氏

五月十四日をもって任期満了となつ

世に出た「下山白竜神社」

七十年、八十年前、古老の話では或はそれ以前からの言い伝えで、その霊験が伝承され乍ら日の目を見ることがなく下山部落にヒソソリと草むすまゝになつて来た白蛇三体の竜神は、今春、村観光協会の肝煎りで、村当局を始め数々の有志から浄財が贈られ、区民の熱意が実を結んで去る七月九日その社殿二棟並に参道の完成と共に、入魂式遷座祭が厳修され、ここに永年秘められて来た竜神がペールをぬいで形の上に現されたことになった。

(写真は白竜神社の鎮座祭の様)



た人権擁護委員に、前任者の桜川栄太郎、新井千代子の両氏が再び推せんされた。基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に今後一層の活躍が期待されている。

『長野ダム』を

『九頭竜ダム』へ

電源開発株式会社が命名した奥越電源開発の中核「長野ダム」の呼称は、本村の観光開発の観光面から検討するに名実共に雄大なダムと呼称に相応せざると共に、他県のダムと混同される恐れがあるとして、「九頭竜ダム」に改称することを関係機関に要請するよう決議した。

選挙人名簿登録の

申出は九月一日までに

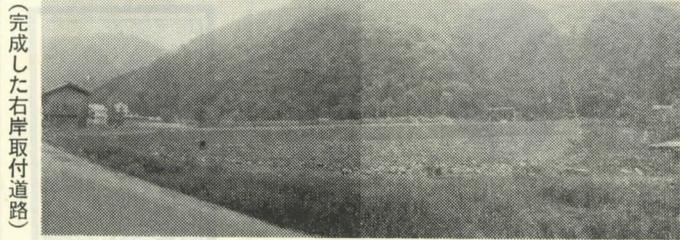
- 選挙人名簿九月登録の時期が近づいております。次の人は九月一日までに印鑑をもって役場の窓口へおいで下さい。
- (1) 昭和四十三年九月一日までに年令満二十才になられる方。
 - (2) 年令満二十才以上で他の市町村から転入してこられた方。
 - (3) 住所を移転したらず転入届を出さずようにして下さい。転入届を出しますとそれと同時に選挙人名簿の登録の申出もしたことになります。
- 前から和泉村に住んでいて選挙権がありながら、選挙人名簿に登録されていない方。

危険な子供の玩具はかわせないように

役場の窓口

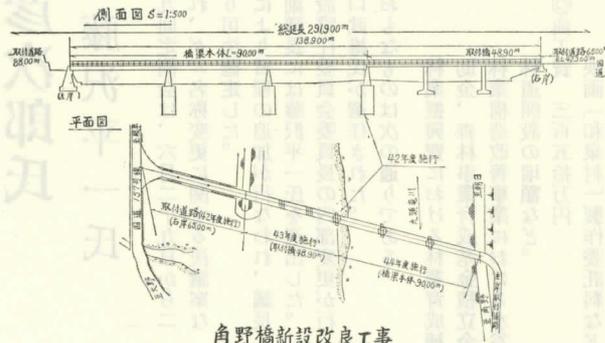
角野橋新設改良工事の42年度事業完成

角野橋新設改良工事(延長二九一・九〇m、内取付橋四八・九〇m、取付道路一五三m、幅員六m)は、三年継続事業として総工費四千二百四拾万円を計画され、初年度施工五百三拾二万円(橋脚一基、右岸取付道路)が昨年十一月に着工された。早期降雪と三十八年以來の豪雪など幾多の悪条件のもとに工事は急がれ、このほど割当工事が消化された。続いて次年度は、一千三百万円と決定され、右岸取付橋に着手する予定である。



(完成した右岸取付道路)

全橋完成は四十年秋頃とされ、今までの木橋からデラックスな永久橋となり、今、観光いずみの自然美に又附近の診療所、中学校舎等と共にコントラストが美しく映え

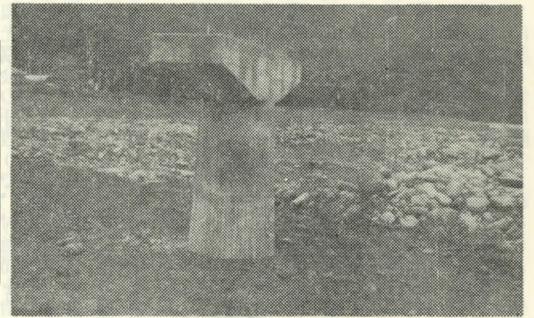


角野橋新設改良工事

あなたの血液で 貴い命が救われます

愛の献血車「いぶき号」が、八月九日十日の両日当村にやって来ます。昨年度は、目標数九十本に対して、八三本の献血が行なわれ、貴い命が救

◇野犬一匹百円で買います——住民課



われました。今年も昨年同様九十本の目標となっております、あなたの非常に備え、あるいは、交通事故など不幸な人

日本脳炎の予防について

日本脳炎の予防については、テレビ新聞等によって度々注意を促しておりますが、本村においても今年住民の関心が非常に高まって、多くの方々が予防接種を受けられました。しかしまだ受けられない方も相当いるのではないのでしょうか。死亡率を後遺症共に高く我々に大きな脅威を与えている日本脳炎の発生は八月中が最も発生しやすいので、この予防には特段の注意を払っていただきますようお願いいたします。

【予防】

- 一、蚊を徹底的に殺す。
二、ボートラわく水溜などは乳剤を散布する。

問 被保険者証を紛失した場合に再交付してもらえるか。
答 国保の世帯主は、村に対しその世帯に属するすべての被保険者にかかると認められているので、被保険者証を紛失したら、印鑑を持参して再交付申請手続をすれば再交付をしますから、早急に手続をとり被保険者証が他の者に悪用されないように御協力をお願いします。



人の為に一人でも多く献血に協力下さい。
八月九日 和泉村役場前
八月十日 中童支所前

日本脳炎の予防について

三、日本脳炎の誘因になりやすい日
用水等へは
ゴミを捨てないよう

最近の水枯れに伴い各地で、用水等の水が時々不足して来ましたが、この際用水には絶対にゴミ等を捨てないよう各自が、ぜひ心掛けて下さい。特に伝染病発生の時期で、蚊や蠅が発生し又腐敗したものの臭気が発散します。各自が家の前の用水や側溝等の清掃はまめにし、常に清潔にして置き観光いずみの名に恥ない、きれいな明るい村にするようつとめましょう。

常被保険が利用する療養取扱機関(病院、診療所)及び県の国保連合会に対しても無効告示の通知をして、未然に悪用されないよう防止につとめています。
本年は特に紛失届が多くなっていますので、病気の治った場合は、病院や、診療所から必ず忘れずにもらって帰り大切に保管して下さい。
【投稿歓迎】
係では国保に関する御質問をお待ちしております。
回答は本欄に掲載いたします。

射病や過労を避けること。
四、多発の予想される三才から十三才の子供、又五十五才から六十四才の中老年令層の方は、健康管理に特に注意すること。
五、熱が出て頭がいたい、めまい、はき気など起したら、すぐ医師に相談すること。
以上のことを特に注意し健康で明るくこの夏を過して下さい。

こだま

数億トンの貯水を支えて立つダムの偉容を目のあたりに見て、いよゝその結末の感を深くするものがあります。最盛期当時のあの喧噪とネオンの一見華やかな村も、今は真赤に熱せられた鉄が冷えきって行くかのように、急激に其の速度を加え県下最少の辺地の一山村に立返ろうとしている。
工事開始と同時に今日ある事を意へ

第八回参議院議員通常選挙特報

投票午前七時一斉に開始 開票結果は午後十一時判明

第八回参議院議員通常選挙は、七月七日午前七時より全国一斉に行なわれた。村内五つの投票所のうち、第一投票所、第二投票所は午前七時から午後六時まで、第三、第四、第五の各投票所は午前七時から午後四時まで、地方区、全国区の順に、六年を託す投票が行なわれた。又この選挙結果の開票は午後八時より、朝日小学校で開始され地方区は午後九時五十分、全国区は十一時四十分それぞれ、各候補者の得票数が判明した。

本村の開票結果 (投票率七三・〇三%)

地方区最高得票 辻 一彦氏 七一五票
全国区最高得票 江藤 智氏 三二六票

投票当日は、前日までの雨もあがり



絶対の投票日に恵まれ、各投票所とも仕事の前に先ず一票をと、午前七時の開始時刻を待って投票するなど、心配されていた有権者の出足は良く、第三投票所の九〇・四三パーセントを始め、第二投票所の八六・六五パーセントと電源開発終了に伴う転出者の増加が目立つ第一投票所を除き、いずれも高い投票率が確保された。全体においては福井県の平均七九・七一パーセントに達することはできなかったが、前回(四十年)の村平均六二・一六パーセントを十・八七パーセント上回る七三・〇三パーセントであった。

今回の地方選出議員選挙における投票状況や開票結果など過去二回の選挙と対照して見よう。

一方全国区は、有効投票一、四七五

投票状況

	当日の有権者数			投票者			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
今回(43年)	1,117	1,000	2,117	777	769	1,546	340	231	571	69.56	76.90	73.03
前回(40年)	1,397	1,383	2,780	893	835	1,728	504	548	1,052	63.92	60.38	62.16
前々回(37年)	1,620	1,633	3,253	1,274	1,256	2,530	346	377	723	78.64	76.91	77.77

票のうち、自由民主党の江藤智氏が、三二六票で得票率二二・一〇パーセント、日本社会党の和田静夫氏二五一票、一七・〇二パーセント、公明党の塩出啓典氏二〇二票一三・六九パーセント、自由民主党の長田裕二、一二八票八・六八パーセント、上田稔按分により八

住民基本台帳と選挙人名簿の関係

住民基本台帳法が昨年十一月十日から施行されたことは、すでに「いずみ」などでお知らせした通りであります。今回は、住民基本台帳と選挙人名簿

との関係についてふれてみよう。住民基本台帳は、昨年の十一月十日から施行となり四十四年三月三十一日までの間に完了しなければなりません。この間は、従来の住民登録にもとづく住民票が基本台帳とみなされ、それに住民票が基本台帳とみなされ、それに選挙人名簿登録の有無が記載され、選挙人名簿登録の有無が記載され、選挙人名簿の申出をしようとする者は、別個に申出することなく、転入届にあわせて選挙人名簿登録の申出をすることができるようになった。

この一本化した手続きによって、選挙人名簿への登録も住民基本台帳に記載されている者で、選挙権を有するものについて、行なうこととされた。今後は、従来の選挙人名簿登録地と、旧法による住民登録地とが別々にあるということがなくなり、

来年三月三十一日までに完全実施されることとなります。本村の基本台帳に登録されている、選挙人名簿に登録されていない者、あるいは選挙人名簿登録のみが、本村にあって他の手続きがなされていない者は、整備されつつある住民基本台帳登録地への手続きを行なって下さい。



◇ 選挙人名簿登録の申出は九月一日までに

昭和43年7月7日執行 参議院全国選出議員選挙候補者別得票

届出番号	党派	候補者名	得票	届出番号	党派	候補者名	得票	届出番号	党派	候補者名	得票
1	自	豊田雅孝	1.	34	社	田中一	6.	67	自	天坊裕彦	.
2	自	島村義雄	2.	35	自	川野三	2.	68	無	青島幸男	8.
3	自	まかお文太郎	6.	36	民	向井長	27.	69	社	上田哲	16.989
4	自	大谷藤之助	7.	37	自	佐藤三	25.628	70	社	北村みつる	16.
5	社	中村順造	1.500	38	無	有田正	.	71	無	森下正	2.
6	諸	石井貞夫	1.	39	諸	青山雅	.	72	社	あくね登	4.
7	社	和田静夫	251.	40	自	今東光	4.	73	社	小林武	8.250
8	自	石原慎太郎	32.	41	無	竹谷光	.	74	民	たぶち哲也	6.
9	自	鈴木強	1.	42	自	若林正	81.	75	無	森きくぞう	.
10	自	たまきたけお	1.	43	自	松島俊	3.	76	共	岩間正男	14.
11	自	長田裕二	128.	44	無	中峠国	2.	77	自	亀井善彰	1.
12	無	横山ノック	3.	45	自	近藤天	1.	78	自	源田実造	3.
13	無	高橋正勝	.	46	無	石本しげる	8.	79	公	二宮文造	1.
14	無	鈴木武一	.	47	自	森八三	3.	80	自	大竹平八郎	6.
15	自	永野鎮雄	9.	48	公	峯山昭	.	81	自	林しお	12.
16	自	田口長治郎	1.	49	社	加藤シヅ	5.	82	無	三原藤	.
17	社	安永英雄	.	50	自	上田稔	82.824	83	公	鈴川正	.
18	自	塩崎じゅん	26.	51	無	三浦光	.	84	自	横川正	1.
19	社	佐藤しんじろう	13.371	52	公	内田善	4.	85	自	渡谷川	6.
20	民	高山恒夫	3.	53	社	野々山	4.	86	共	長辺隆	5.
21	自	迫水久常	15.	54	無	上田しん	3.185	87	諸	西郷盛	.
22	公	沢田実	4.	55	社	藤原道	5.	88	諸	杉本一	7.
23	無	佐々木励	1.	56	諸	末松久	.	89	諸	小長井	.
24	公	上林繁次郎	2.	57	自	江岡智	326.	90	諸	山陰探	.
25	自	日高広為	.	58	無	岡崎功	.	91	無	新堀恵	.
26	社	松本英一	2.	59	自	長屋茂	5.	92	無	伊藤新	2.
27	自	中本正雄	4.500	60	自	三巻秋	2.	93	無	松田照	1.
28	無	大西末子	.	61	自	重宗雄	1.	A 得票総数 1,474.997			
29	自	小林国司	2.750	62	公	三木忠	4.	B 按分の際切捨てた票数 0.003			
30	無	小中西幸	1.	63	自	大松博	11.	C いずれの候補者にも属しない票数 0			
31	公	塩出啓典	202.	64	自	福田繁	8.	D 有効投票数 A+B+C 1,475			
32	自	山下春江	3.	65	無	賀陽邦	.	E 無効投票数 71			
33	公	藤原房雄	1.	66	共	小笠原貞	6.	F 投票総数 D+E 1,546			

◇ 公共物はみんなで大切に

アユ解禁

昭和四十年、最後の放流と思われたアユの放流も漁業組合関係各位の御努力と釣り愛好者等の熱意により以後毎年毎に漁場を縮少されて行く悪条件の下にもめげず朝日区より石徹白川を上流約十二軒の附近に約十萬匹を放流しました。アユの発育に最も心配される天候も順調に七月十四日いよ／＼解禁した。釣り場の縮少と距離が遠くなった悪条件にもやはり和泉アユの他に見られぬ魅力に引かれ解禁当日は三百名余の人が早朝より集り、夜明け五時頃には、日頃人影なき小谷戸附近は人々との異様な景観を呈し見事なものである。或る人は七十四余も上げた人がある。工事関係とそれに水清き九頭竜も汚水に洗われ久しき期間清流を忘れていたが小谷戸附近より上流の昔変らぬ水の流れを見、又解禁当日のこれ清流に引かれ集る群集を見て今更ながら人間日常生活に計り知れない安らぎの場であり、正しく母なる川である事を痛感した。

タヤミ迫る頃静かな家々の軒先より芳香豊かなアユの塩焼きの煙が立ち上り食膳をにぎわすことだろう。

「みんなで体操」

日本体操祭和泉村大会開かる

スポーツ少年団結団式 国旗リレーリハーサルも行なう

体操祭を通じて広く村民の健康と体力増強を目的として、本村で始めての「日本体操祭和泉村大会」が、七月一日開催されました。前日の大雨も当日はからりと晴れ直り、梅雨中とも考えられない好天気に恵まれ、集まった約四百人の村民も元気一杯晴れやかな一日でした。



まづ、午前八時半に朝日小学校に集合し、朝日中バンド隊を先頭に沿道村民の拍手の中を朝日中学校まで市中行進、会場朝日中グラウンドでは、大会長（杉本村長）のあいさつ、国旗掲揚に続いて、福井国体の歌「この明るさの中にゆけ」を合唱した。さらに、スポーツ少年団の結団式に入り、県代表（河上体育課長補佐）から村スポーツ少

年団本部長（徳本教育長）に認定書、団旗の授与を受け、続いて村本部長から、朝日第一スポーツ少年団以下六つのスポーツ少年団合わせて一八二名の結団式を行いました。

また、午前十時三十五分からは、きたる九月二十六日の福井国体旗リレーにそなえて本番どおりの時間帯で、長野ダムから下山小学校まで六区間一六六人でリレーしました。なお、このリハーサルは、去る六月二十四日石川県境内の谷峠から本番どおりに全県下五二〇区間八三一・六km、一〇、九八三人の走者に延十二日間の日程でリレーされたものです。
（写真は、国体旗リレーリハーサルの模様）

村税条例の一部改正について

先月号で地方税法の一部改正について、若干お知らせして置きましたが、今度六月定例村議会において村税条例の一部改正が行われましたので、之と併せて未連絡の点を次の通りお知らせします。

一、従来の軽自動車税は月割課税でありましたが、今年度から月割課税は、軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの、又は二輪の小型自動車だけとなり、其他のもの例えば一二五cc以下のバイク等は月割でなくなりまし

二、国、県、村、其他財産区等の所有する専用車又は、赤十字の救急車は従来非課税でありましたが、今回の改正でその使用者も非課税になりました。
三、租税特別措置法によって肉用牛の飼育による所得額に対しては、昭和四十三年度まで課税免除になって居りましたが、今回の改正で昭和四十六年度まで延期することになりました。
四、従来所得額の計算上課税標準額について百円未満の端数は切捨てになっていた居りましたが、今回の改正で千円未満の端数を切捨てることになりました

五、その他今年から自動車取得税が設けられました。之は県税でありますけれど税率は百分の三で取得価格十万円以下は免税になって居ります。

立木伐採届

一人の違反者も出さない

前号に続いて立木を伐採する場合の届出や、届出を怠ったときの罰則についてお知らせします。

伐採の期間

原則として、その年度の三月末までですが、二カ年を超えるような長期に亘る場合は、年次別計画書を添付して届出をすることになっております。

伐採の届出を怠ったとき

伐採を開始する日前九〇日から三〇日までの間に伐採届出書を提出しないで、立木の伐採を行なった場合は、五千円以下の罰金に処せられることになっております。

◎保安林伐採の許可申請を怠ったとき
保安林、および保安施設地区内の森林の立木を都道府県知事の許可を得ないで、伐採した場合は、三万円以下の罰金に処せられることになっております。以上前号より掲載した諸届出は、簡単な届出ですから、林業改良指導員や森林組合の指導を受け必ず提出して下さい。

もう加入しましたか

交通災害共済

先月号「いずみ」において、七月一日より発足した交通災害共済制度のあらましをお知らせしましたが、今回

識し憂慮しながら、現実とその時点に当面し、その誰もが当惑と不安で焦燥の日々を送っている。村再建三大方針は村民が大きな期待をよせているがその中で自分自身の生活の場が得られるだろうか。人口の都市集中は全国的に見られる傾向であるが工事完了と共に当村も例外なくその洗礼を受けつ、あるように思う。然もその状態が電源開発により時期を早められた事は事実である。在来の村民の中でもすでに七、八戸の県外移住が出た。水没地区の移住と異なり経済的に差のある事はいなめない。それだけにそれらの人々の心境は非壮である反面堅実である。願わくはこれらの人々の中から一人の落伍者もない事を心から信じてたい。

将来当村が如何に変貌するかは誰も断定出来ないが、当村に残らんとするものは周囲の状況を考え合せ自己の心の中に希望の観測を植え付けようとする命である。今こそ一大転機であるこの時期に非現実的な理想論は厳に慎むべきである。我々が住むこの物質世界は一筋縄ではいかぬこみいったものである。どこかその一部に自分独自の極印を押し出したという熱望はみんな抱いている。それが自分を発見する道であり「にじ」を作り出す道である。然し失敗するかも知れないという不安感から全力を傾ける事を、ちゅうちよする事は最も愚かである。現実と当面したこの試練の大波を乗り越え今こそ村民それぞれが自分の進路を適確に判断し憂いのない生活基盤を築き上げねばならない。その日その日を懸命に又平静にすこやかに始めたい。古いつまらぬことなどにわずらわされず。

◇「だるい」「ねむい」交通事故に注意



講演会『世界をまわって』

若泉 敬氏

七月十三日午後六時より、朝日中学校講堂において、京都産業大学教授、若泉敬氏の時局講演会があり、約百五十名の聴取者は緊迫している世界の状況の概要について今更のように認識をあらたにした。

若泉氏は鯖江市出身の若き政治学者で、東大卒業後ロンドン大学院に留学帰国後、世界問題研究所主任教授として大学に勤めるかたわら、日本各地の講演に、更におなじみの文芸春秋の寄稿に、多忙な日々を若き命と情熱と新しき知識をかけていられる。

講演前の一ときをダム見学に馳せ廻り、驚歎と感激を一語にしていわく、「改革だ」と和泉村の大改革であり、県の改革である。今後の産業経済の方向づけに大きな変動をもたらすだろうと



氏は講演のテーマとして、世界各地を巡り各国の要衝人物と会談し、各国の現状を把握、客観的に世界の動きをとらえてつぶさに報告した。

そして最も強調されたことは、世界の今日の動きと、日本のとるべき態度についてであった。

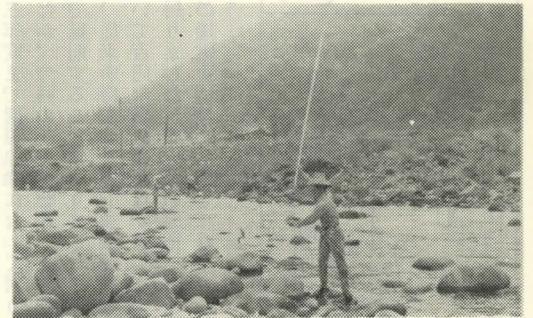
日本を更に発展、平和な国にするには、結局日本人自身が努力奮起する外はない。われわれ日本人一人一人が、よく考え、よく話し合って世界の情勢を的確にとらえながら、協調して明日の日本建設に邁進しようではないかと訴えながら、二時間後に講演の幕を閉じた。(写真は朝日中学校における講会の模様)

私の希望

自然の保存を

私達は、先祖代々実に永い間、この和泉村の自然になじみ恩恵を受けて暮してきました。自然程美しく素直でかつ厳しく大らかで深いものはないと信じます。然るに、急速に進歩する近代物質文明は、自然の美しさをどんどん破壊しております。せまい島国で人間が生活するために必要なこともあって致し方ないとは思いますが、何とかして少しでもこれを保護したいと願うもの独り私だけではないでしょう。

わが和泉村が、ダムの村として昔ながらの自然を一変させましたが、人造湖と周囲の山景が調和してほんとうに



美しい景観を呈するに至りました。

私は、新しく生れ代った和泉村の美しさを保護することが我々のつとめであると信じます。山の草木も、河原の石も水もみんな私達の大切な宝であり友達です。そして我々が新しく求めようとする大事な観光資源です。然るに近頃の庭石ブームや植木ブームが反映してか、立派な自然石やしゃくなげ、岩つつじなどが毎日のように県外へ持去られています。特にひどいのは谷戸附近の河原で、大じかけな採石をやっているのを誰でも見て知っています。なんとも情ない限りで、慨歎、憤激の声をあちこちで耳にします。

私は声を大にして、これらの村外搬出を防ぐ方法を構ってもらいたいことを村や県に訴えます。そして我々村民も、もっともっと関心をもって、自然の遺産を大切にしたり、保存することに積極的であればいいなと思えます。

◇ ちよつとした油断が大火をひきおこす

※はこの共済制度にあてはまる交通事故故にはどんなものがあるかを照会して見よう。

◎あてはまる交通事故は、
① 日本国内で、自動車、オートバイ

自転車、トロリーバスなどに乗車中または歩行中これらの車により事故が起り、死んだり、けがをしたとき。
② 歩行中、踏切道で自動車、電車などに接触または衝突して、死んだり、けがをしたとき。

◎加入できる人は、
村内に住んでいる人で、住民基本台帳に記録され、または外国人登録がしてある者ならば、どなたでも年令を問わず、身体の傷害にかかわらず、いつでも加入できます。

◎掛金は、
一人年三六〇円(今年は二七〇円)で今年に限り一カ月三〇〇円であり、この制度は、保険とは違って一人でも何人も加入するということができます。

◎共済期間は、
毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間(今年に限り七月一日から翌年三月三十一日まで)
四月一日のあと(今年七月一日のあと)に加入した人は、加入受付日の翌日から三月三十一日までであって、長期一括加入するということができます、毎年新しく加入していただくこととなります。

◎災害見舞金は、
(1) 死亡した場合 五〇万円
(2) 六カ月以上治療を要する傷害の場合 一〇万円
(3) 三カ月以上治療を要する傷害の場合

◎加入の申込みは、
部落の区長さん、又は役場(住民課)へ申込書に掛金を添えて申込んで下さい。

このように、手続きも簡単で、掛金(一日一円)も非常に安く、最近特に交通地獄の世の中とまでいわれるおりいつ、どこで、だれが交通事故にあうかもわかりません。

未加入の方は万一にそなえて、家族みんな、そろって共済に加入しましょう。その他くわしいことは、お気軽に役場(住民課)へおたずね下さい。

◎加入の申込みは、
部落の区長さん、又は役場(住民課)へ申込書に掛金を添えて申込んで下さい。

このように、手続きも簡単で、掛金(一日一円)も非常に安く、最近特に交通地獄の世の中とまでいわれるおりいつ、どこで、だれが交通事故にあうかもわかりません。

未加入の方は万一にそなえて、家族みんな、そろって共済に加入しましょう。その他くわしいことは、お気軽に役場(住民課)へおたずね下さい。

あとがき

八月九月は台風のシーズンです。予期しない災害に備え、家族みんなで事前に計画し器具等の点検をしておきましょう。

暑さの為に、生活が不規則になりがちです。特に長い夏休み中の子供の生活などに気をくばり、健全な夏をすごしましょう。又日本脳炎等の伝染病が多く発生する時期でもあります。食品の取り扱い、下水の管理に気を配りましょう。